

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第37号

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例（平成4年瀬戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の用途に供する建築物をいう。 (2)から(8)まで <省略>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業</u> の用途に供する建築物をいう。 (2)から(8)まで <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。